

令和 8 年小田原市議会 3 月定例会議案説明資料
(議案第 34 号～議案第 45 号)

令和 8 年 2 月 16 日提出

目 次

○条例議案

議案第 34 号 小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例.....	1
議案第 35 号 小田原市県営土地改良事業分担金徴収条例.....	3
議案第 36 号 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例.....	4
議案第 37 号 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	5
議案第 38 号 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例.....	6
議案第 39 号 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	7
議案第 40 号 小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	8
議案第 41 号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例.....	9
議案第 42 号 小田原市介護保険条例の一部を改正する条例.....	11
議案第 43 号 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	12
議案第 44 号 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	13
議案第 45 号 小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例.....	14

條例議案說明資料

議案第34号

小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

[制定理由]

児童福祉法の規定に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため制定する。

[内 容]

1 最低基準の目的（第3条関係）

最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとすることとする。

2 最低基準の向上（第4条関係）

市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができることとするほか、市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとすることとする。

3 最低基準と乳児等通園支援事業者（第5条関係）

乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないこととするほか、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないこととする。

4 乳児等通園支援事業者の一般原則（第6条関係）

乳児等通園支援事業者の一般原則を次のように定めることとする。

(1) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(2) 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(3) 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(4) 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果

を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(5) 乳児等通園支援事業所には、事業の目的を達成するために必要な設備を設けるほか、その構造設備は、利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

5 その他の最低基準（第7条関係）

1から4までに定めるもののほか、最低基準は、これらを考慮して規則で定めることとする。

[適用]

令和8年4月1日

議案第35号

小田原市県営土地改良事業分担金徴収条例

[制定理由]

土地改良法に基づく県営土地改良事業に係る分担金の徴収に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 分担金の徴収（第2条関係）

市は、県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、次に掲げる者から分担金を徴収することとする。

(1) 当該県営土地改良事業によって利益を受ける者で、その事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法に規定する資格を有する者

(2) (1)のほか、当該県営土地改良事業によって著しく利益を受ける者

2 分担金の額（第3条関係）

分担金の総額は、県営土地改良事業に要する費用につき市が負担する費用の額の範囲内で市長が定める額とすることとする。また、1に掲げる者からそれぞれ徴収する分担金の額は、当該県営土地改良事業の施行に係る土地の地積割を基準とし、これに受益の程度を勘案して市長が定める額とすることとする。

3 分担金の徴収方法（第4条関係）

分担金は、県営土地改良事業が完了した年度（当該県営土地改良事業が完了する以前にその地域内にある土地の一部につき受けるべき利益の全てが発生した場合には、その利益の全てが発生した年度）において徴収することとし、市長が必要と認める場合には、当該分担金を分割して徴収することができるることとする。

4 延滞金（第5条関係）

分担金を納期限までに納付しない者に対しては、小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例の定めるところにより延滞金を徴収することとする。

5 分担金の減免等（第6条関係）

市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができることとする。

[適用]

令和8年4月1日

議案第36号

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

[改正理由]

病院事業管理者に対する診療記録に係る保有個人情報の開示請求について手数料を徴収することとするため改正する。

[内 容]

- 1 診療記録に係る保有個人情報の開示請求に対する手数料の徴収（第4条関係）
病院事業管理者が保有する保有個人情報であって、診療記録（診療録その他の診療等に関する記録で病院事業管理者が別に定めるものをいう。）に記録されているものの開示請求については、病院事業管理者は、当該開示請求1件につき2,200円の手数料を開示の際に徴収することとする。
- 2 手数料の減額又は免除（第4条関係）
病院事業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、1の手数料を減額し、又は免除することができるこことする。

[適 用]

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

議案第37号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

教育委員会の附属機関として小田原市学校給食のあり方検討委員会を設置する等のため改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

教育委員会の附属機関として次の委員会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市学校給食のあり方検討委員会	学校給食のあり方に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内

2 附属機関の廃止（別表関係）

橋地域認定こども園整備事業者選定委員会を廃止することとする。

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第38号

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

新たに設置する附属機関の委員及び幼保連携型認定こども園医等の報酬額を定めるため改正する。

[内 容]

1 附属機関の委員の報酬額の設定（別表第3関係）

小田原市学校給食のあり方検討委員会の委員の報酬額を次のように定めることとする。

区分	報酬日額
小田原市学校給食のあり方検討委員会 委員	15,000円以内

2 幼保連携型認定こども園医等の報酬額の設定（別表第4関係）

幼保連携型認定こども園医、幼保連携型認定こども園歯科医、幼保連携型認定こども園薬剤師及び幼稚園薬剤師の報酬額を次のように定めることとする。

区分	報酬額
幼保連携型認定こども園医	年額 174,800円以内
幼保連携型認定こども園歯科医	年額 174,800円以内
幼保連携型認定こども園薬剤師	年額 174,800円以内
幼稚園薬剤師	年額 174,800円以内

[適用]

令和8年4月1日

議案第39号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

行財政改革の推進に向けて、市長、副市長及び教育長の給料月額を臨時的に引き下げるため改正する。

[内 容]

市長、副市長及び教育長に対し支給する給料月額を次のように引き下げるとしている。（附則第2項関係）

区分	減額後の給料月額	本来の給料月額	減額率
市長	79万400円	98万8,000円	20パーセント
副市長	73万5,300円	81万7,000円	10パーセント
教育長	63万5,400円	70万6,000円	10パーセント

[適用]

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間の市長、副市長及び教育長の給料月額について適用

議案第40号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、通勤のため自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の支給上限額を引き上げるとともに、新たに駐車場等に係る通勤手当を支給する等のため改正する。

[内 容]

1 通勤手当の支給上限額の引上げ（第10条関係）

通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給する通勤手当の支給上限額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
66,400円	38,700円

2 駐車場等に係る通勤手当の新設（第10条関係）

通勤のため自動車等を使用する職員であって、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするものに対し、新たに、1月につき5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額を通勤手当として支給することとする。

3 給与からの控除項目の追加（第24条関係）

市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の給食費は、給与を支給する際に、これを控除することができるることとする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和8年4月1日

議案第41号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国民健康保険法施行令が一部改正され、国民健康保険の保険料において子ども・子育て支援納付金賦課額が新設されるほか、所得の少ない世帯に対する保険料の軽減措置が拡大されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 子ども・子育て支援納付金賦課額の新設

(1) 保険料の賦課額への追加（第10条関係）

保険料の賦課額に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための子ども・子育て支援納付金賦課額を追加することとする。

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額（第16条関係）

子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度における子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額からこれに係る当該年度における補助金、貸付金等の収入の見込額を控除した額を基準として算定したこととする。

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額（第16条の2関係）

子ども・子育て支援納付金賦課額は、各世帯について算定した所得割額及び被保険者均等割額の総額並びに世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者について算定した被保険者均等割額を加算したこととする。

(4) 子ども・子育て支援納付金賦課総額に対する割合等（第16条の3及び第16条の4関係）

子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額について、これらの子ども・子育て支援納付金賦課総額に対する割合を次のように定めることとするほか、子ども・子育て支援納付金賦課額の算定方法を、保険料の基礎賦課額に係る規定に準じて定めることとする。

区分	分	賦課総額に対する割合
----	---	------------

所 得 割	1 0 0 分 の 5 5
被 保 险 者 均 等 割	1 0 0 分 の 3 0
世 帯 別 平 等 割	1 0 0 分 の 1 5

(5) 子ども・子育て支援納付金賦課限度額（第16条の5関係）

子ども・子育て支援納付金賦課限度額は、国民健康保険法施行令に規定する基準額（3万円）とすることとする。

(6) 子ども・子育て支援納付金賦課額の減額（第19条の2～第19条の2の4関係）

世帯主等について算定した総所得金額等の合算額が一定の金額を超えない世帯又は世帯に未就学児若しくは出産被保険者がある世帯に対する子ども・子育て支援納付金賦課額の減額に係る基準を、保険料の基礎賦課額に係る規定に準じて定めることとするほか、世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合には、当該世帯の世帯主に対して賦課する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額から当該被保険者に係る保険料率に相当する額を減額することとする。

2 保険料の軽減対象の拡大（第19条の2関係）

保険料の基礎賦課額の軽減対象世帯の基準について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額を次のように引き上げることとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
5割軽減の対象となる世帯	31万円	30万5,000円
2割軽減の対象となる世帯	57万円	56万円

3 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和8年度以後の年度分の保険料について適用

議案第42号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

介護保険法施行令が一部改正され、地方税における給与所得控除の見直しに伴う令和8年度の保険料率の算定に係る特例が定められることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例（附則第10条関係）

給与所得のある第1号被保険者であって、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満であるものの一部について令和8年度分の保険料率を算定するに当たり、その合計所得金額を令和7年度税制改正による地方税の給与所得控除の最低保障額引上げ前の額と同額とするための算定方法の特例を定めることとする。

2 令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例（附則第11条関係）

第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年の給与所得のある者であって、一定の要件に該当するものがあるときは、当該第1号被保険者を市町村民税世帯非課税者に該当しない者とみなして令和8年度分の保険料率を算定する等の特例を定めることとする。

3 令和8年度の保険料に係る減免手続の特例（附則第12条関係）

市長が別に定める特別の事情に該当すると認められる者に対して令和8年度分の保険料を減額し、又は免除する場合には、当該保険料の減額又は免除を受ける者からの申請書等の提出を要しないこととする。

[適 用]

令和8年度分の保険料について適用

議案第43号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

下水道事業における包括的維持管理業務に係る委託の対象範囲を拡大することに伴い、附属機関の名称及び設置目的を変更するため改正する。

[内 容]

小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会の名称を小田原市下水道施設包括的維持管理業務事業者選定委員会に変更するほか、その設置目的について所要の規定の整備を行うこととする。（別表関係）

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第44号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

病院事業管理者の附属機関として小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会を設置する等のため改正する。

[内 容]

1 組織の設置（第5条関係）

病院事業管理者の権限に属する事務を処理するための組織として市立総合医療センターを置くこととする。

2 附属機関の設置（別表関係）

病院事業管理者の附属機関として次の委員会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会	病院事業の経営形態のあり方に関する事項につき、病院事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内

[適 用]

1 組織の設置

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

2 附属機関の設置

令和8年4月1日

議案第45号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

[改正理由]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、補償基礎額が引き上げられること等に伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内容]

1 消防作業従事者等の補償基礎額の引上げ（第5条関係）

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を10,000円（現行は、9,700円）に、最高額を15,000円（現行は、14,500円）に引き上げることとする。

2 補償基礎額の加算額の引上げ等（第5条関係）

配偶者を補償基礎額の加算の対象となる扶養親族から除外するとともに、扶養親族たる子に係る補償基礎額の加算額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
1人につき433円	1人につき383円

3 非常勤消防団員の補償基礎額の引上げ（別表関係）

非常勤消防団員の補償基礎額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円 (12,900)	14,170円 (13,700)	15,000円 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670円 (11,300)	12,500円 (12,100)	13,340円 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000円 (9,700)	10,840円 (10,500)	11,670円 (11,300)

[適用]

令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用

